

2023年4月17日  
SBI いきいき少額短期保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症における入院給付金の特別取扱の終了について

この度の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

当社では2020年4月より、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合（以下「宿泊・自宅療養」といいます）は、約款上の「入院」として取扱い、入院給付金のお支払い対象とする特別取扱（以下「みなし入院」といいます）を実施してまいりました。

※ 2022年9月26日以降は、「重症化リスクの高い方」を対象に「みなし入院」の取扱いを実施しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが「5類感染症」へと移行される政府公表を踏まえ、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

※ 2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方におかれましては、同年5月8日以降もご請求いただけます。また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める入院の定義に該当する入院をされた方におかれましても、これまで通り入院給付金をご請求いただけます。

<宿泊・自宅療養等に対する「みなし入院」適用範囲について>

陽性判定日 (診断日)	医療機関へ 入院された場合 (約款における取扱い)	「宿泊・自宅療養」された場合 (特別取扱「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方 ※	左記以外の方
2022年9月25日まで	○ (お支払対象)	○ (お支払対象)	○ (お支払対象)
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ (お支払対象)	○ (お支払対象)	× (お支払対象外)
2023年5月8日以降	○ (お支払対象)	× (お支払対象外)	× (お支払対象外)

※「重症化リスクの高い方」とは、発生届出の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」です。

<入院給付金ご請求にあたってのお願い ～My HER-SYS 療養証明書利用について～>

厚生労働省 新型コロナウイルス患者情報等患者把握・管理支援システム(My HER-SYS)の療養証明書の表示機能について、2023年5月7日までに保健所に発生届出が行われ、入力されている場合には、同年9月末まで同機能の利用が可能であると発表がされております。なお、同年10月以降の利用については未定となっております。

医療機関・保健所の負担軽減に配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明書が表示可能な同年9月末までに、同機能を利用した早期ご請求のご協力をお願い申し上げます。

※ 今般の特別取扱の終了については、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、予定どおり感染症法上の位置づけ変更を行うことの政府による最終確認をもって確定いたします。本お知らせの内容に変更が生じた場合には、あらためてご案内いたします。

以上